



令和8年度

スクルドエンジェル保育園
辻堂元町園
重要事項説明書



◇児童憲章

- * 児童は、人として尊ばれる。
- * 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- * 児童は、よい環境のなかで育てられる。

◇児童福祉法（児童福祉法の理念）

- * すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。
- * すべて児童は、ひとしくその生活を保障され愛護されなければならない。

◇保育所の目的

- * 保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者の労働や病気などで保育を必要とする乳児、または就学までの幼児を保育することを目的としています。
- * 保育所に入った子どもたちは、一日の大半の時間をここで生活することとなります。ですから、保育所では一人ひとりの子どもの欲求を満たしながら、子どもの生活である「遊び」を豊かに発展させることが保育の基本となります。

企業理念

◇「質の高い保育」を通して社会に貢献する

ご家庭と同じ様に温かく、安心できる環境でこども達を育みます。

保育理念

◇心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う

未来を創造する子どもたちのひらめきを大切にし、考える力・生きる力を育みます。

保育目標

◇心身ともに健康な子

◇自分で考えて行動できる子

◇友達や社会を思いやり信頼関係を築ける子

保育方針

◇一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、自ら伸びゆく力を支えます。

◇温かい家庭的な環境のなかで、健やかな成長を育みます。

◇さまざまな体験を通して、子どもたちの自由な発想力や思考力を大切にします。

◇家庭を支援し、地域の一員として子育てを見守り、社会とのつながりを支えます。

年齢別保育目標

- 0 歳児**・・・●落ち着いた雰囲気の中で欲求を満たし、情緒の安定を図りながら、一人一人の豊かな個性を育み、信頼関係、愛着関係を育てる。
- 個人差に留意しながら離乳の完了や歩行、発語への意欲を育む。
 - 保健的で安全な環境の中で伸び伸びと遊び、いろいろな体験を重ねて、感覚の発達を豊かにし、身の回りの物事へ興味、関心をもてるようにする。
- 1 歳児**・・・●保育士に援助されながら、基本的な生活習慣の基礎が身に付く。
- 安心できる保育士との関係を築きながら、安全な環境の下で生活や遊びに取り組む。
 - 探索活動を通して、十分に聞く、見る、触れるなどの経験をし、人や周りのものへの関心をもつ。
 - 感じたことや身の回りの様々な体験を保育士に伝えようとする。
- 2 歳児**・・・●保育士等との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じる。
- 異年齢児との関わりで一緒に行動したり同じ遊びを楽しんだりすることができる。
 - 自分から体を動かすことを楽しむ。
 - 生活の中で身の回りの物の名前や簡単な数、形、色などが分かり、言葉を使って伝えたり、言葉のやり取りを楽しんだりする



1・施設運営主体

名 称	SOU キッズケア株式会社
所 在 地	〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-12-2 朝日ビルディング 4F-A
電 話 番 号	03-6875-9650
代 表 者 氏 名	長澤 宏昭

2・利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型													
施 設 の 名 称	スクルドエンジェル保育園辻堂元町園													
施 設 の 所 在 地	〒251-0043 藤沢市辻堂元町 5-13-11													
連 絡 先	電 話 番 号 0466-52-4367 ファックス 0466-52-4368													
管 理 者	三ツ谷 里恵													
利 用 定 員	(1) 利用定員<table><tr><td colspan="2">子 ど も の 区 分</td><td>定 員</td></tr><tr><td colspan="2">2 号 認 定 子 ど も</td><td>-人</td></tr><tr><td rowspan="2">3 号 認 定 子 ども</td><td>1 歳 児 以 上</td><td>16 人</td></tr><tr><td>0 歳 児</td><td>3 人</td></tr></table> (2) 地域の保育の需要等の状況から利用定員を超えて子どもを受入れる場合があります。			子 ど も の 区 分		定 員	2 号 認 定 子 ど も		-人	3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	16 人	0 歳 児	3 人
子 ど も の 区 分		定 員												
2 号 認 定 子 ど も		-人												
3 号 認 定 子 ども	1 歳 児 以 上	16 人												
	0 歳 児	3 人												
認 可 年 月 日	令和 3 年 3 月 25 日													
施 設 の 概 要 と 図 面	(1) 保育室ごとの面積（有効面積） 0 歳児 14.73 m²、1 歳児 28.63 m²、2 歳児 22.62 m² (2) 保育園全体の面積（延床面積） 135.39 m² (3) 園庭：29.76 m² (4) 建物の構造 木造平屋建て (5) 建築年月日 令和 3 年 2 月 16 日													
保 険 に つ い て	損害保険ジャパン株式会社 生産物責任賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限） 施設賠償保険 1 事故 10 億円 1 名 10 億円（上限）													

3・施設の運営方針

スクルドエンジェル保育園辻堂元町園は、安心・安全で、おうちのようにリラックスして過ごせる保育園を目標に、また保護者の皆様にとっても「通ってよかった」「預けてよかった」と思ってもらえる保育施設でありたいと願いながら、日々の保育を行なっています。

- ☐ 幼児英語プログラム
- ☐ 幼児体育
- ☐ モンテッソーリをとり入れた遊び

スクルドエンジェル保育園辻堂元町園では、各種外部の幼児教育機関と提携しています。そのため、経験豊富な外部講師と保育士が一緒になって、お子様に合わせた質の高いプログラムを提供しています。また、運営にあたっては、法令等を遵守するものとします。



4・保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数

職種	職務内容	常勤	非常勤
園長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1 人	－
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連絡等の業務を行います。	2 人	7 人
栄養士	保育園での調理全般を行います。	－	1 人
調理員	給食の調理等を行います。	－	1 人
小児科医	定期的に子どもの内科健診を行います。	嘱託	
歯科医	定期的に子どもの歯科健診を行います。	嘱託	
備考			
1 保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラス編成と職員の配置状況

対象年齢	クラス名	児童定員数	担当保育士数	備考
0 歳児	萌（めばえ）組	3 名	1 名	
1 歳児	希（のぞみ）組	8 名	2 名	
2 歳児	実（みのり）組	8 名	2 名	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

		
0 歳児部屋	1 歳児部屋	2 歳児部屋
はじまり	自我が芽生える	成し遂げる

5・保育を提供する時間及び日

当園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7 時 00 分～18 時 00 分までの範囲内
保育短時間	8 時 30 分～16 時 30 分までの範囲内

(2) 時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	18 時 00 分～19 時 00 分までの範囲内
保育短時間	(1) 7 時 00 分～8 時 30 分までの範囲内 (2) 16 時 30 分～19 時 00 分までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（土曜日の時間外保育はありません）。

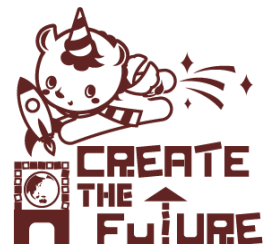
（国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除きます。）

6・提携協力の概要

当事業所の保育が適正かつ確実に実施され、必要な保育が継続的に提供されるよう、市と協定を結び、近隣公立保育園から下記の内容において連携協力を行います。

(1) 代替保育

(2) 保育の支援



7・提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

子どもたちが自ら楽しんで取り組むことができるような教育を導入しています。（別紙パンフレットを参照）

(2) 1日の流れ（状況に応じてプログラムは変更となります）

1日の流れ（日課表） 状況に応じてプログラムは変更します。※排泄はお子様に合わせて行います

	(0歳児 1歳児 2歳児)
7:00	登園 視診 合同保育（自由あそび モンテッソーリ活動）
9:00	朝の会 排泄（オムツ交換 トイレトレーニング）
9:10	朝のおやつ 朝の会（歌 手遊び 体操など）
9:20	排泄 水分補給
9:30	年齢に応じた活動（教育プログラム） 戸外遊び・園外保育
11:00	食事（離乳食 授乳）
11:30	着替え
11:45	お昼寝
14:45	目覚め・排泄（オムツ交換 トイレトレーニング）
15:00	おやつ
16:00	降園準備 合同保育（自由遊び・モンテッソーリ活動）
18:00	延長保育
19:00	降園

(3) 年間行事 (予定)

4月	入園式・進級式	10月	ハロウィンイベント
5月	子どもの集い	11月	親子遠足
6月	クラス懇談会	12月	クリスマス会
7月	プール開き	1月	保育参観
8月	夏まつり	2月	節分会 (豆まき)
9月	個人面談	3月	卒園式

* 行事は一例です。毎月、お誕生会や全園児が揃って参加するお楽しみ会も企画していきます。

* その他の行事につきましては、おたより等でお知らせいたしますので、そちらをご参照ください。



(4) 給食について

ア 園児は保育園内での活動に対して、必要な栄養量を摂取しております。

(毎月献立表を配布しますので、ご家庭での食事の参考にしてください。)

イ 給食は月～土曜日まで提供します。

昼食(主食+副食給食)と間食(午後1回、0-2歳は午前・午後各1回)を提供します。

ウ 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちのお子様はお知らせください。医師の診断、指導のもとに食事に対応を相談させていただきますので、保育園生活管理指導表が必要となります。

(5) 便宜の提供

当園は、次に掲げる便宜の提供を行います。

ア 時間外保育

イ その他の保育に係る行事等

ウ おむつサブスク導入

エ 使用済おむつは園で処理 ※無料

8・毎日持参していただくもの

全クラス共通	
●着替えセット(洋服上下、肌着) ●食事用エプロン 3枚 ●ハンドタオル 3枚(手・口拭き用)	

9・週末に持ち帰るもの

全クラス共通	
●お布団(バスタオル) ●カラー帽子	

10・ロッカーで保管するもの

全クラス共通	
●着替えセットの予備 ●フェイスタオル 1枚 ●紙パンツ ●おしりふき ●靴下 ●ビニール袋	



11・保育料等について

(1) 保育料について

① 地域型保育給付費の法定代理受領

当園は、子ども・子育て支援法第 29 条第 5 項（同法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合も含む）の規定により、地域型保育給付費を保護者に代わって受領します。

② 利用者負担額等の納付方法

利用者負担（保育料）は、請求書をお渡しいたします。翌月の 27 日に指定口座より引き落としにて徴収させていただきます。

月の途中で転園された場合、当園における保育料を日割り計算します。しかし、月途中で退園後、転園しない場合(翌月から転園等も含む)は、保育料の日割り精算はありません。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

※月末締め翌月 27 日に口座引き落としにて徴収いたします。

ア 便宜に係る費用

種類	理由	金額	支払時期
園児用帽子	・園外保育時の安全管理のため ・感染症予防のため、共有ではなく個人所有とする	840 円	入園時

イ 時間外保育にかかる保育料

延長保育料	保育標準時間	5,000 円/60 分	(月極め)
		500 円/30 分	(スポット利用)
	保育短時間	500 円/30 分	(スポット利用)

12・利用開始及び終了に関する事項

(1) 保育の提供の開始

利用者の決定については市が行う利用調整による。

(2) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 3 号認定子どもでなくなったとき。(満 3 歳に到達した日の属する年度の終わりまで保育する場合を除く)。

イ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

ウ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

(3) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の 1 カ月前までに、園長と市役所に対し退所届を提出するものとします。

13・緊急時の対応について

(1) 保育中に容体の変化等があったとき

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

ア 内科、小児科

医療機関の名称	さいとう内科小児科クリニック
医 院 長 名	齋藤 美和子
所 在 地	藤沢市辻堂元町 4-7-21
電 話 番 号	0466-30-3500

イ 歯科医

医療機関の名称	浜見山歯科医院
医 院 長 名	河北 浩
所 在 地	藤沢市辻堂東海岸 1-11-27
電 話 番 号	0466-33-8048

(2) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

緊急避難場所		指定避難場所	
名称	一の坪公園 辻堂元町 5-5309(地番)	名称	八松小学校 (辻堂元町 3-1-6)
園からの距離	180m	園からの距離	1km
所要時間	2 分	所要時間	13 分

イ 引き渡しについて

災害等の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。



14・非常災害対策

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・災害に備えての備蓄 (非常用リュックサック、拡声器、携帯ラジオ等含む)
避難・消火訓練	避難訓練（毎月）及び消火訓練（毎月）を実施します。

15・要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・解決責任者 本部 外山 智 ・受付担当者 園長 ・ご利用時間 当園開園日、開所時間内 ・電話番号 0466-52-4367 ・FAX 0466-52-4368 担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第 三 者 委 員	奥野 敏夫	電 話 番 号	048-764-8149
	藤田 郁代		090-2529-6412

※当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

16・虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

17・守秘義務及び個人情報の取扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 保育所児童保育要録を送付するとき

小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。

18・保健衛生

(1) 医師による健康診断(年 2 回)

歯科医師による歯科健診(年 2 回)

身体測定(毎月 1 回)

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話ください。

保育中に体調の変化が著しい時は、連絡をさせていただきます。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、医師の証明(登園許可書)の提出を依頼する場合があります。

(5) 与薬について

保育園での与薬については、やむを得ない場合に限り保護者からの与薬依頼に基づきお薬をお預かりいたします。

ただし、お薬によっては医師からの与薬指示書のご提出をお願いする場合がございます。

① 与薬指示書について

・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、保育園に通っていることを医師に話し、朝・夕 2 回の服用にすることが可能かどうかをたずねてください。

② 与薬依頼について

・保育中に薬を服用することが必要な場合は、登園した時に、保育所にある与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に 1 回分の薬を職員に手渡してください。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。



19・当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前 9 時までにご連絡ください。
お迎えが遅れる場合	保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
飲食	アレルギー事故や誤飲を防ぐ為、飲食の持ち込みは禁止しています。 登園カバンなどにも入れておかないでください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。 (2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。
防犯カメラについて	当園では、万が一の事故発生時の原因究明を容易・可能とすることで、園児及び保護者が、安心して当園を利用できるようにするために、園内に防犯カメラを設置しております。



20・提出していただくもの

	提出書類	提出先
1	重要事項説明書についての確認書・利用契約書	保育園
2	児童票	
3	(独)日本スポーツ振興センター災害共済同意書	
4	個人情報の取り扱いに関する同意書	
5	ルクミーご利用にあたっての同意書	
6	健康管理カード	
7	生活管理指導表	
8	入園面接用紙	
9	食材チェック表	

21・留意事項

- (1) 当該しおりの内容に基づき説明した内容について変更がある場合には、事前にご説明いたします。
- (2) 保育園でのお子様の生活がより楽しく充実したものとなるよう、保護者の皆様におかれましては、保育園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

22・文書の取り扱いについて

当園で取り扱う文書は、「文書管理規程」に基づいて処理します。

